

# ーパワーアップ融資(経営力強化保証対応)のご案内ー

茨城県では、金融機関及び認定革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行して経営力の強化を図る中小企業者を支援するため、令和6年7月にパワーアップ融資（経営力強化保証対応）を新設しました。

## 融資対象者

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでおり、以下の条件に該当する者

対象資金	一般保証	経営安定関連保証5号
申込人資格要件	金融機関及び認定革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
	直近3か月の受注高又は売上高が前年同期等※に比べ5パーセント以上減少している者	市町村のセーフティネット保証5号の認定を受けている者

※直近3か月と比較する前年同期等については、令和2年1月以前（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期）の3か月間とすることも可能です。なお、令和2年2月以降に同感染症の影響を受けている場合は、それ以降の直前同期による比較とすることも可能です。

## 融資条件

対象資金	一般保証	経営安定関連保証5号
資金用途	事業計画の実施に必要な資金に限る	
	事業資金とする 既往借入金の借換にあたっては、茨城県パワーアップ融資の借入金を借り換える場合に限る（真水資金を加えることは可）	新型コロナウイルス感染症関連保証に係る県制度融資の借入金を借り換える場合に限る（真水資金を加えることは可）
融資限度額	設備資金・運転資金・併用 5,000万円	
融資期間	設備資金 7年以内（据置1年以内） 運転資金 5年以内（据置1年以内） 併用 7年以内（据置1年以内） ※借換資金を含む場合は10年以内（据置1年以内）	
融資利率	3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超7年以内 年1.8% 7年超10年以内 年1.9%	
信用保証料率	0.45%～1.75%	0.80%
申込窓口	取扱金融機関	
取扱開始	令和6年7月12日申請分から	

## 取扱金融機関の一覧

---

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行  
福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫  
茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行  
みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

## 申込みに必要な書類

---

- (1) 茨城県パワーアップ融資申込書（様式第2号）
- (2) 県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
- (3) 資金繰表
- (4) セーフティ保証5号の認定申請書の写し（経営安定関連保証5号の場合）
- (5) 茨城県信用保証協会所定の「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- (6) 許認可証等の写し（許認可等が必要な業種の場合）
- (7) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合）

## お問合せ先

---

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ  
茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
TEL：029-301-3530